

子ども・子育て支援新制度における施設の認可・認定の考え方①

■原則

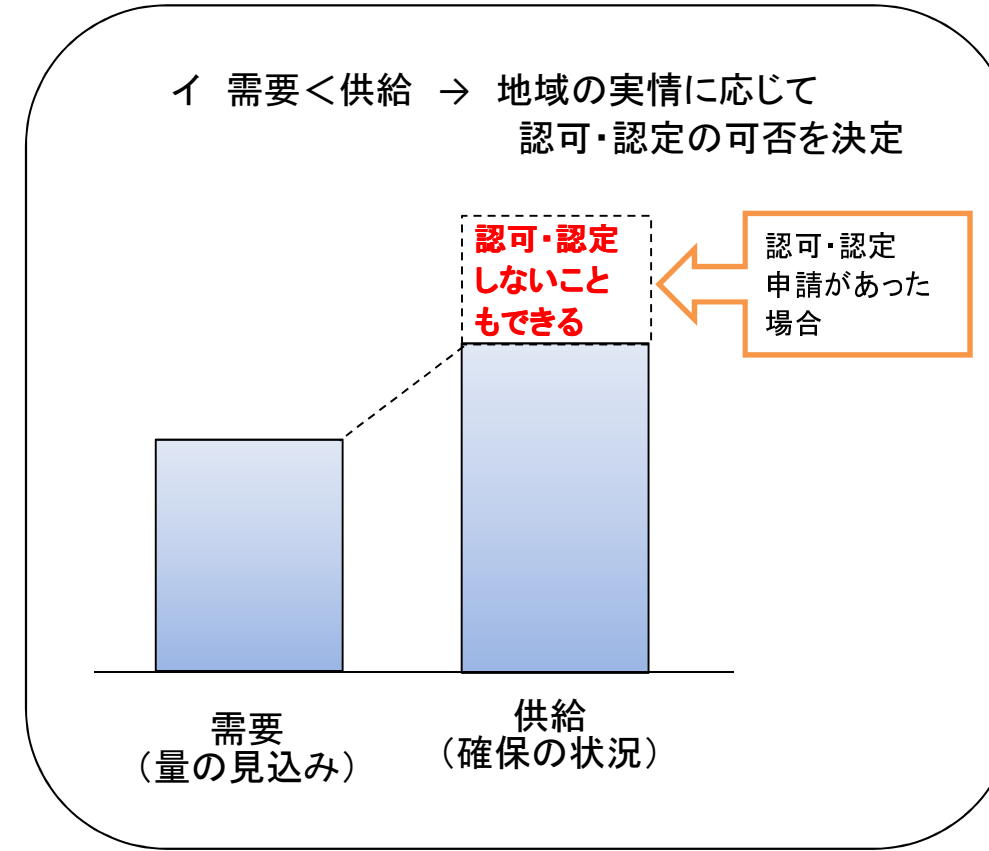
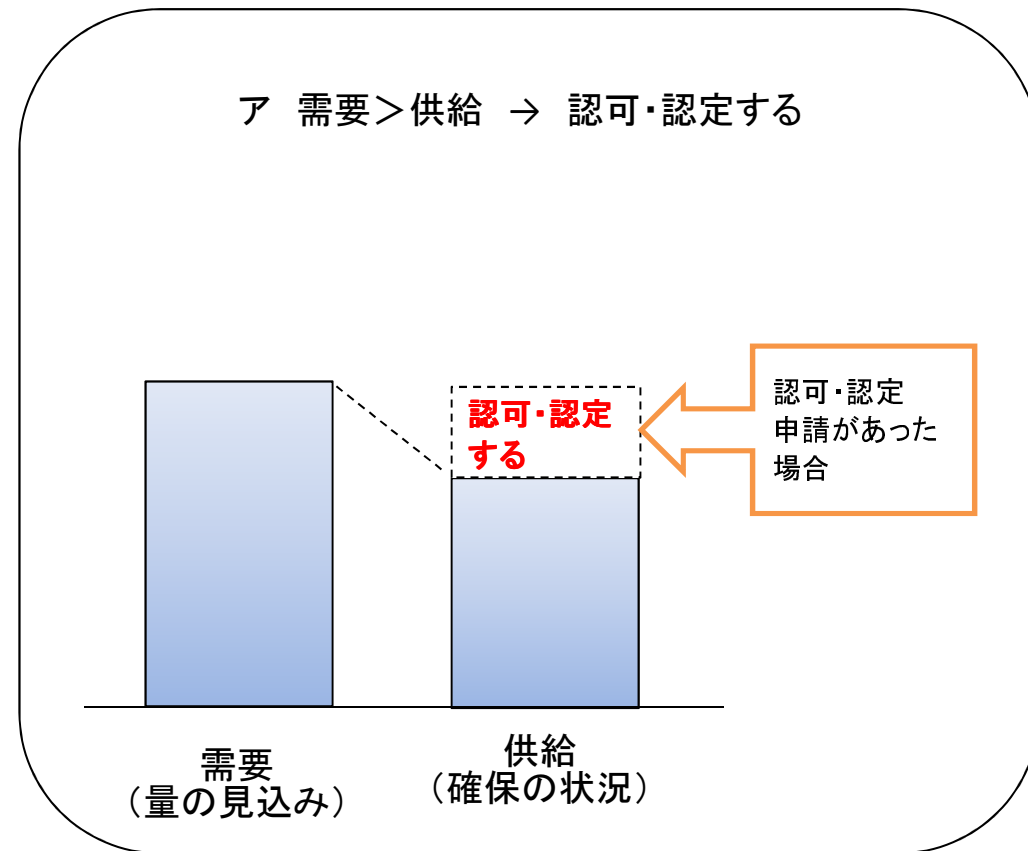
県は、複数**区域**ごとに、量の見込み(需要)と確保の状況(供給)に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

(→県計画において、需給の単位となる区域を設定する必要がある。)

※中核市では、中核市が幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。

ア 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 認可・認定する。

イ 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 地域の実情に応じて認可・認定の可否を決定



(都道府県計画で設定する区域について)

教育・保育の量の見込み及び現在の教育・保育の提供体制の確保状況をもとに、今後の教育・保育の提供体制の確保方策を検討する際に単位となる区域のこと。

【奈良県案】 各市町村域を「区域」として設定する。

理由: 各市町村の需給状況に応じたきめ細かな需給調整が可能のため